

陸上競技実施要領

1. 競技規則

2019年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

(一社) 沖縄陸上競技協会、沖縄県障害者スポーツ指導者連絡協議会協力の下、実施する。

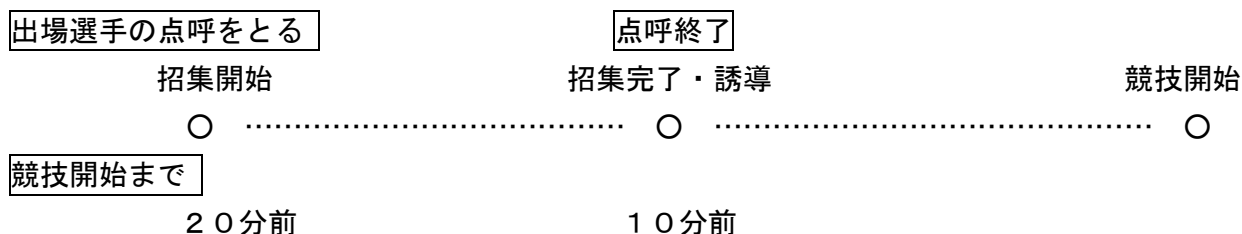
3. 招集

(1) 招集所は、陸上競技場入口(第4ゲート)付近に設ける。

(ただし、スラロームについては第2ゲート付近に設ける。)

(2) 招集時刻は、その競技種目の開始時刻を基準として、下記のとおりとする。

(ただし、時間の早い競技〈開会式終了後の競技〉に関してはその限りではない。)



(3) 招集の方法

ア 選手は出場種目の招集開始時刻がきたら、招集内の控え所に集合し、係員の点呼を受ける。(原則として代理人は認めないが場合によってはその限りではない。)

イ 招集完了時刻に遅れた場合は棄権したものとみなす。また、競技に参加しない場合は団体の長が受付で申し出ること。

4. 競技場への入退場について

(1) 競技場への入場については、すべて係員の誘導による。

(2) 競技が終了した選手のうち、1位から3位までの者は被表彰者控所へ誘導する。
4位以下の者は、最寄りのゲートより解散する。

5. 競技服装

番号布は、主催者が交付したものを競技服装の上衣胸部及び背部に付けること。

6. 競技方法

トラック競技の走路順、フィールド競技の試技順はプログラム記載順とする。

<トラック競技>

(1) スタートはイングリッシュコールにて行う。

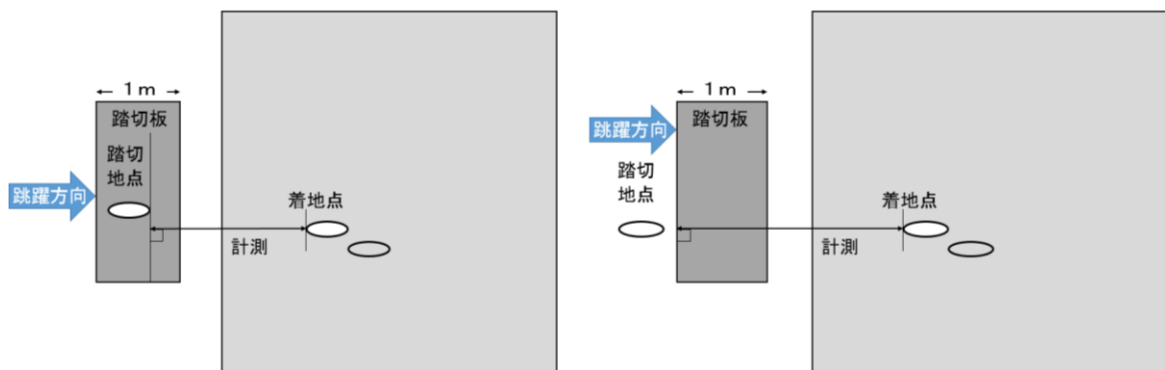
「On your marks: オン・ユア・マークス」(意味: 位置について) で、ピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。

「Set: セット」(意味: 用意) でピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。
その姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。

- (2) 不正出発について1度までは許される。同一競技者による2度目は失格とする。
- (3) 50m、100m、200m、400m競走及び障害別4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。
- なお、800m競走は、第1曲走路のブレークラインまでセパレートレーンで行う。
- (4) 日本陸上競技連盟競技規則で400mまでの競走においては、スターティング・ブロックを使用しなければならず、「Set」の姿勢は、両手が地面についていなければならないことになっているが、この規定は、障害を考え、両方とも必ずしもそうでなくてもよいことにする。
- (5) 車いすは身体の一部であり、その接地面がスタートラインに触れてはならない。
- (6) 車いすおよび電動車いす使用者の順位は、胴体（トルソー）ではなく、先に到達した車輪の車軸がフィニッシュラインに到達したことで決める。
- (7) 障害区分24に属する競技者は、競技エリア（トラックの走路）で光を通さないアイマスク**またはアイシェード（以下、アイマスクなど）**を装着しなければならない。**その競技エリアはトラックの走路を指す。したがって、走路へ入る前にアイマスクなどを装着し、走路を出るまではアイマスクなどを外してはならない。**
- （上記よりスターティングブロック設置等の行為はアイマスクなどをした状態で行う）ただし、50m競走で待機テントが走路上に設置された場合、そのテント内は競技エリアとみなさずにアイマスクなどを外すことができるものとする。**
- (8) **視覚部門の競走競技では、障害区分24に属する競技者の50mを除き、次のような範囲で伴走を認める。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。**
- ア. 1人とする。ただし、フィニッシュラインの50m手前までならば1回に限り交代してもよい。
- イ. いかなる場合も、伴走者は**競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことはしてはならない。**
- ウ. 競技者と伴走者は非伸縮性の50cm以内の紐などを持ち、スタートからゴールまで離してはならない。
- ただし、転倒などにより一時的に離す事態が生じた場合は除く。
- 注：フィニッシュで、競技者の斜め後ろに位置しなかった場合は失格とする。
- (9) 障害区分24に属する競技者の50m競走は次のように行う。
- ア. 8レーン分の幅を使用して1名ずつによるタイムレースとする。
- イ. 音源誘導者がフィニッシュライン後方から鳴らす音源によって競技者を誘導するものとし、その音源はハンドマイクに収納した音源とする。
- (10) 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
- (11) 車いすで100m以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。
- (12) 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。
- (13) 障害別リレーにおける引継は、テイクオーバーゾーン内で引き継がれる競技者の身体の一部に触れればよい。

<フィールド競技>

- (1) 各競技者は3回までの試技が許される。(練習1回、競技3回)
- (2) 視覚部門の走高跳は、助走してもしなくてもよいが、片足で踏み切らなければならない。
- (3) 立幅跳の踏切りは、両足同時に踏切るものとする。
- (4) 障害区分24に属する競技者は、競技エリア(助走路及び砂場、サークル)で光を通さないアイマスクなどを装着しなければならない。その競技エリアは助走路及び砂場、サークルを指す。したがって、助走路及びサークルへ入る前にアイマスクなどを装着し、助走路及び砂場、サークルを出るまではアイマスクを外してはならない。
- (5) 視覚部門の走幅跳の踏切板の幅は日本陸上競技連盟競技規則によるが、長さは1mとする。また計測は、踏み切った場所の最も砂場に近い地点から踏み切り板前縁との平行線を引き、その平行線と着地点との最短距離で行う。ただし、踏切板(地域)の手前で踏み切った場合には、着地点と踏切板(地域)の砂場より最も遠い方までの最短距離を計測する。



- (6) 投てき競技で、車いす使用者については、助走することなく、車いすやいすを停止して投げなければならない。そのために競技役員(補助員を含む)が車いすを支持してもよい。また、原則として、3回連続で投げるものとする。
- (7) 車いす使用者以外の競技者の投てきにおいても、運営上3回連続した方がよいと判断した場合は連投してもさしつかえない。
- (8) 投てき競技に使用する用具は、主催者が用意したものを使用する。
なお、各用具の重量、構造等については次のとおりとする。

【I】砲丸の重量

		肢1							肢2				肢3				視		聴	
障害区分		1	4	5	6	7	8	9	12	13	14	15	19	20	21	22	24	25	26	
男子	1部	4 kg							2.721 kg	4 kg				2.721kg				4 kg		4kg
	2部	2.721kg							2.721 kg	2.721kg				2.721kg				2.721 kg		2.721 kg
女子	1部	2.721kg							2.721 kg	2.721kg				2.721kg				2.721 kg		2.721 kg
	2部	2.721kg							2.721 kg	2.721kg				2.721kg				2.721 kg		2.721 kg

【Ⅱ】 ビーンバッグの構造

(1) ビーンバッグ投に使用するビーンバッグの構造は次のとおりとする。

材料：12 cm×12 cmの布または適当なものの袋に、よく乾燥した大豆等を入れたもの。

重量：150 g

製造誤差：10%以内

(2) ビーンバッグを足にのせてけり出すことなども含めて投げ方は自由である。

【Ⅲ】 ジャベリックスローの構造

(1) ジャベリックスローで使用する用具は男女ともターボジャブとする。

本体：ポリエチレン製

穂先：エラストマー製

長さ：約70cm

重量：300 g

(2) ジャベリックスローは、やり投げの規則に準じて行う。

【Ⅳ】 ソフトボールの規格

(1) ソフトボール投に使用するボールは、日本ソフトボール協会公認の「協会3号ボール（ゴム球）」とする。

(2) ソフトボール投は、やり投げの規則に準じて行うが投げ方は自由である。

7. 表彰について

(1) 各種目、各組（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

(2) 表彰は、各競技終了後1位から3位までの者が係員により被表彰者控所へ誘導し、表彰係員の指示を受け表彰を受ける。

(3) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分または他の年齢区分の選手が同組で競技を行うことがあるが、順位の設定及び表彰は障害区分及び年齢区分別に行う。

8. その他

(1) 競技場内へは、競技役員・競技補助員・ボランティア・大会役員・選手以外は立ち入ることはできない。

(2) 介助者・伴走者による競技中の助力行為は認められない。助力を受けた選手は失格とする。

水泳競技実施要領

1. 競技規則

2019年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

沖縄県水泳連盟協力の下、実施する。

3. 召集

- (1) 召集は、水泳競技場内で行う。競技役員の指示に従うこと。
- (2) 召集は、競技開始20分前に完了する。
- (3) 召集完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。また、競技に参加しない場合は団体の長が受付で申し出ること。

4. 競技方法

- (1) 出発
 - (ア) 自由形、平泳ぎ、バタフライのスタートは、台上、台の横から飛び込み、または水中スタートを選択できる。ただし、障害区分8, 9, 11, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 22の者は身体的理由により水中スタートをしなくてはならない。
 - (イ) スタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてもよい。
- (2) 選手紹介
競技前の選手紹介の際は、椅子から立つものとする。
ただし、車いす使用者については、片手をあげる者とする。
- (3) 競技場内での誘導は、競技役員が行う。
- (4) 計時は、自動審判計時装置及び手動計時を使用する。
- (5) 視覚障害者については、ゴールとターンの際、必要に応じて合図を行う。
- (6) 障害区分23の競技者は、光を通さないゴーグルをプールへ入場するまでに装着し競技終了まで外してはならない。
- (7) 聴覚障害者のスタートは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とゼスチャーを併用して合図する。

4. 表彰

競技終了後、各種目、各組（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

5. その他

水泳競技場においては、事故防止に十分注意し競技役員の指示に従う事。

卓球競技実施要領

1. 競技規則

2019年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

一般卓球は沖縄県卓球協会、サウンドテーブルテニス（STT）は沖縄県視覚障害者福祉協会協力の下、実施する。

3. 召集

- (1) 召集は、所定の場所で行うので、競技役員の指示に従うこと。
- (2) 召集は、競技開始時刻10分前に完了する。
- (3) 召集完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。また、競技に参加しない場合は団体の長が受付で申し出ること。

4. 競技服装

- (1) 番号布は、主催者が交付したものを競技服装の上衣の背部に付けること。
- (2) STTについては各自で用意したアイマスクまたはアイシェードを装着する。

5. 競技方法

- (1) 競技は一般卓球とサウンドテーブルテニス（STT）とし、一般卓球は5ゲームマッチ（1ゲーム11本）、STTは3ゲームマッチ（1ゲーム11本）で行う。
- (2) 一般卓球競技はリーグ形式、サウンドテーブルテニス競技はトーナメント形式、個人戦のみとし、原則として同一の障害区分・年齢区分別で行う。
- (3) 出場選手の少ない障害区分・年齢区分では、別の障害区分・年齢区分の選手と組み合わせで競技されることがあるが、順位の決定及び表彰はそれぞれの障害区分・年齢区分別に行う。

6. 表彰

競技終了後、各組（障害区分・年齢区分・男女別）の1位から3位までの選手にメダルを授与する。

7. その他

下肢障害者で、義肢、松葉杖等を使用する者は、特に支障がない限り接触面にあてがう布、カバー等をあらかじめ用意すること。

アーチェリー競技実施要領

1. 競技規則

2019年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

沖縄県アーチェリー協会、沖縄県身体障害者アーチェリー協会協力の下、実施する。

3. 競技種目及び競技方法

(1) 競技種目

- ア 50m・30mラウンド (50m・30m)
- イ 30mダブルラウンド (30m・30m)
- ※ウ 20mダブルラウンド (20m・20m) 県大会特別種目 (特別ルール)
- ※エ 15mダブルラウンド (15m・15m) 県大会特別種目 (特別ルール)

(2) 競技方法

- ア 競技は個人戦のみとする。
- イ A-Bの2立制とし、3射ごとに採点、矢取りを行う。
- ウ 行射の順序はA-B矢取り、B-A矢取りとする。
- エ 試射は6射とし、A-B3射矢取り、B-A3射矢取りとする。
- オ 採点行為(看的行為)は、主管団体に委任するものとする。
- カ 競技は、音響・視覚・時間管理装置により進行する。

3. 用具

弓具は、出場選手が用意し、弓具検査をうけたものを使用する。

4. 表彰

競技終了後、各種目(障害区分・年齢区分・男女別)の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

5. その他

- (1) 出場を希望するものは、競技経験者に限るものとする。
- (2) 選手に介助が必要と認められた次の場合は、弓具検査の際、介助者本人が競技役員に申し出て介助腕章の交付を受ければ、介助者はシューティングライン(S・L)まで入場することができる。
- (3) 選手に対する競技中の助言は一切認めない。
- (4) 競技場に入場する時は、次の事項を厳守しなければならない。
 - ア 介助者は、射場内に一切の物を持ち込んではいけない。
 - イ 介助者は、不測の事態については審判員の指示に従う。

フライングディスク競技実施要領

1. 競技規則

2019年度全国障害者スポーツ大会競技規則によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技運営

沖縄県障害者フライングディスク協会協力の下、実施する。

3. 召集

- (1) 召集は競技が行われる会場の所定の場所で行う。
- (2) 召集は、競技開始時刻10分前に完了する。
- (3) 召集完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。また、競技に参加しない場合は団体の長が受付で申し出ること。

4. 競技服装等

運動しやすい服装、運動靴とする。また、番号布は主催者が交付したものを競技服装につけること。

5. 競技種目及び競技方法

(1) 競技種目

ア ディスタンス競技

「スタンディング（立）」 「シットィング（座）」

イ アクュラシー競技

「ディスリート・ファイブ（5m）」 「ディスリート・セブン（7m）」

※「ディスリート・スリー（3m）」県大会特別種目（特別ルール）

(2) 競技方法

ア 競技は、すべて競技役員（審判員）の指示にて進行すること。

イ 投げ方は自由とする。

ウ 競技上有利となる用具の使用は認められない。

エ アクュラシー競技の試技は10投連続して行う。ディスタンス競技の試技は3回連続して行う。

オ 試技の時間はプレーヤーが1投目のディスクを受け取ってから、アクュラシー競技は5分、ディスタンス競技は3分とする。その時間を超えた試技は無効となる。

カ 競技に使用する公式ディスクは主催者で用意する。

6. 参加申込

- (1) ディスタンス競技から1種目、アキュラシー競技から1種目、計2種目まで参加することができる。
- (2) アキュラシー競技ディスリート・スリー（3m）については、7m・5mを投げる事が難しい者に限り参加することができる。

7. 表彰

表彰は、競技終了後、各種目・各組の1位から3位までの入賞者にメダルを授与する。

8. その他

競技場内へは、選手、競技場内付添者（介助者）、大会役員、競技役員および実施本部員以外入場することはできない。なお、選手に介助が必要と認めたときはその限りでない。

団体対抗競技実施要領

1. 目的

団体対抗競技を実施することにより、参加選手の意識と意欲を高め地域の身体障害者スポーツ振興を図るとともに、お互いの交流を深め同時に身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2. 参加団体

福祉地区部門は以下のとおりとする。

北部福祉地区・中部福祉地区・南部福祉地区・宮古福祉地区・八重山福祉地区・名護市福祉地区・うるま市福祉地区・沖縄市福祉地区・宜野湾市福祉地区・浦添市福祉地区・那覇市福祉地区・豊見城市福祉地区・南城市福祉地区・糸満市福祉地区（14団体）

施設部門は以下のとおりとする。

仁愛療護園・中央療護園・松原園・美原の里・青葉園・ソフィア・一心療護園・コロニー都屋の里・太希おきなわ（10団体）

3. 障害区分及び人員

福祉地区部門

障害区分	競技	人数	合計
上肢障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	男女いずれか3名	3名
下肢障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	男女いずれか5名	5名
視覚障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	男女いずれか1名	1名
聴覚障害	陸上・水泳・卓球・アーチェリー	男女いずれか1名	1名
上肢・下肢・聴覚・視覚・内部	フライングディスク	男女いずれか2名	2名
肢体・視覚・聴覚・車いす	障害別リレー	各1名	4名
福祉地区対抗選手 合計			16名

施設部門

障害区分	競技	人数	合計
上肢・下肢・聴覚・視覚・内部	陸上・水泳・卓球・アーチェリー フライングディスク	男女いずれか6名	6名
施設対抗選手 合計			6名

◎下肢障害には車いす使用及び常用、電動車いす使用及び常用も含む。

4. 参加申込み

沖身協ホームページより申込書様式をダウンロードし参加選手を入力後、所定の期日までにメールで送信し申込みこと。

5. 採点方法

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	参加点
点数	15点	9点	7点	5点	4点	2点	1点

- ア 順位は、障害区分別・組別の順位をもって得点とする。
- イ 総得点と同点の場合は、上位入賞者が多い方で順位を決める。
- ウ 上位得点同等の場合は、同順位を与える。

6. 表彰

表彰は、各部門上位3位までを表彰する。

福祉地区部門

優勝 優勝旗・賞状・賞品 **準優勝** 賞状・賞品 **3位** 賞状・賞品

施設部門

優勝 賞状・賞品 **準優勝** 賞状・賞品 **3位** 賞状・賞品

7. 障害別リレーについて

- (1) 使用する車いすは日常生活用とする。
- (2) 障害別リレーについては組み分けに関わらず、全参加団体の記録で順位をつける。
- (3) 上位3チームを表彰する。
- (4) 福祉地区部門のみの実施とする。